

掲 示

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を別紙のとおり掲示する。

令和7年11月20日

岳南広域都市計画事業

第二東名IC周辺地区土地区画整理事業

施行者 富士市

代表者 富士市長 小長井 義正





富都市発 第1001号
令和7年10月1日

平 井 利 憲 様

岳 南 広 域 都 市 計 画 事 業
第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業
施 行 者 富 士 市
代 表 者 富士市長 小長井 義正



換 地 処 分 通 知 書

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、岳南広域都市計画事業第二東名 I C 周辺地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおりに換地処分をします。



別 紙 図 書

1. 案 内 図
2. 換 地 図
3. 換地明細書
4. 各筆各権利別清算金明細書

- （教示） 1 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
- 2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。



換地図

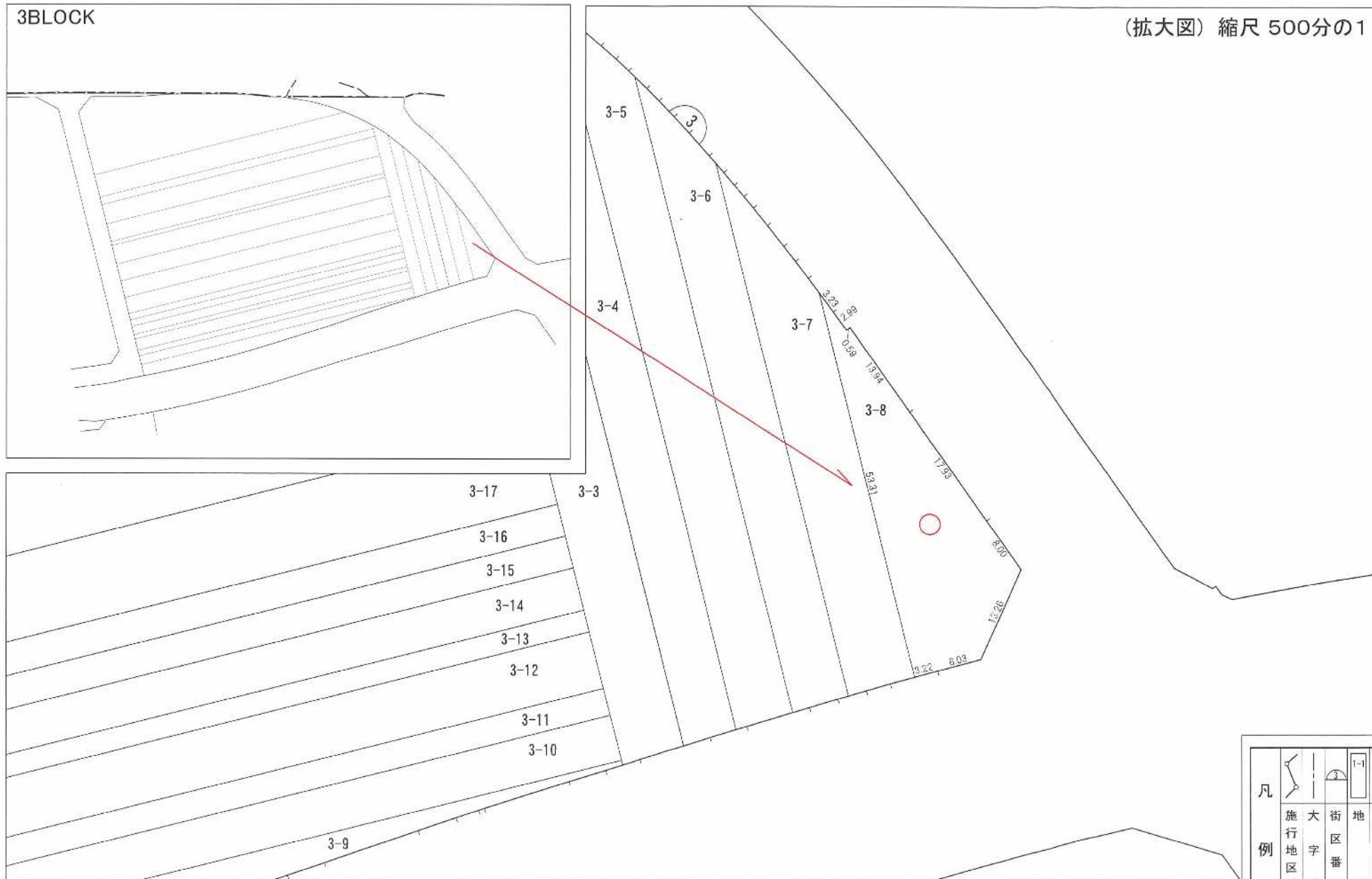
縮尺 任意

所在 富士市末広



(拡大図) 縮尺 500分の1

3BLOCK



凡例				
施行地区界	大字界	街区番号	地番	換地

1

114-50

権 利 者 の 住 所 富士市今泉五丁目6番20号										権 利 者 の 氏 名 平 井 利 憲								
従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地								清 算 金 仮 清 算 金 お よ び 清 算 金 精 算 額		供 託 す べ き 金 額	記 事			
静岡県富士市				静岡県富士市				権 利 価 額										
町 又 は 字	地 番	地 目	地 積	種 別	部 分	地 積	権 利 価 額	街 区 番 号	町 ・ 丁 目	地 番	地 目	地 積	種 別	部 分	地 積	権 利 価 額	徴 収	交 付
大淵字辻畑	2668-2	畑	155 (164.47)				4,805.750	3 18	未広	3-8	宅地	524.50				18,541.050	0	
大淵字辻畑	2669-1	畑	210 (222.83)				6,511.025											
大淵字辻畑	2671-4	畑	233 (247.24)				7,224.275											
計	3筆		598.00 (634.54)				18,541.050		計	1筆		524.50				18,541.050		
																	0	清算金





富都市発 第1001号
令和7年10月1日

登記名義人 藤 田 ふじゑ 外 12 名
法定相続人 大 勝 克 将 様

岳南広域都市計画事業
第二東名IC周辺地区土地区画整理事業
施行者 富 士 市
代表者 富士市長 小長井 義正



換 地 処 分 通 知 書

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおりに換地処分をします。



別 紙 図 書

1. 案 内 図
2. 換 地 図
3. 換地明細書
4. 各筆各権利別清算金明細書

- （教示） 1 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
- 2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

法定相続人名簿
【被相続人 藤 田 ふじゑ】

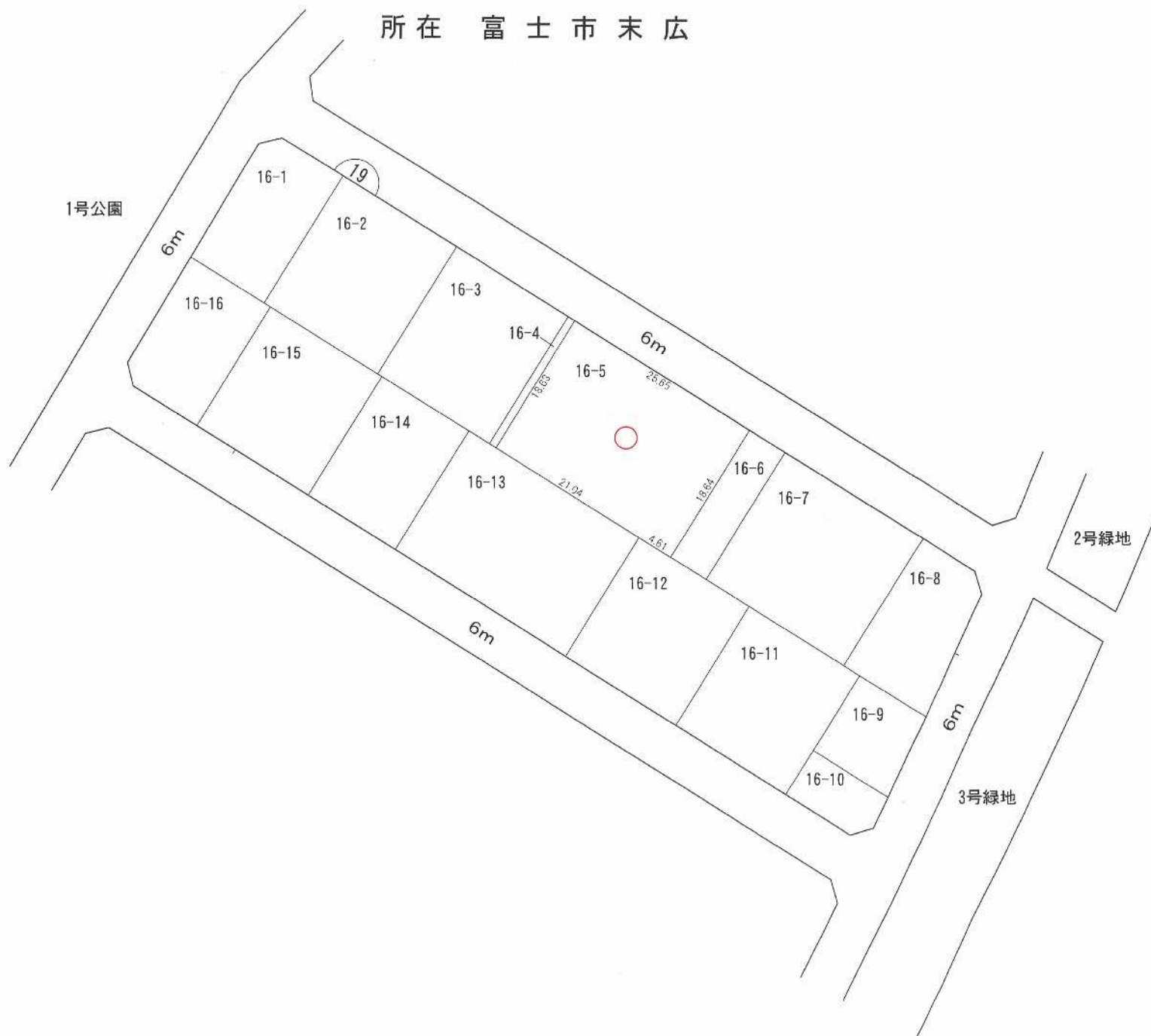
氏 名
藤 田 富 男
大 勝 克 将
大 勝 美 和
中 川 瞳
上 原 務
花 田 陽 子
藤 田 里 美
小 林 慎一郎



換 地 図

縮尺 500分の1

所在 富士市末広



凡				
例	施行地区界	大字区界	街区番号	地番

換 地 明 細 書

[illegible]

各筆各権利別清算金明細書

所有権者の部

524

権利者の住所 富士市厚原 2 0 1 0 番地										権利者の氏名 藤 田 ふ じ め		外 1 2 名						
従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地										清算金仮清算金		供 託 す べ き 金 額	記 事	
静岡県富士市				所有権の 処 分	権利の 制 限	以外 は 限	権利価額	静岡県富士市				所有権の 処 分	権利の 制 限	以外 は 限	権利価額			清算金 および清算金精算額
町 又 は 字	地 番	地 目	地 積	種 別	部 分	地 積	街 区 番 号	町 ・ 丁 目	地 番	地 目	地 積	部 分	地 積			徴 収		交 付
大淵字風穴	2599-7	宅地	489.25 (519.15)				194	未広	16-5	宅地	478.07					22,517,100	17,625	

共有者名簿

氏名番号 524

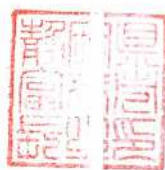
権利者氏名	権利者住所	持分	備考
藤田 富男	富士市大淵 2 5 9 9 番地の 6	1 2 6 分の 3 4	
清 ふじ江	富士市錦町一丁目 9 番 1 0 号	1 2 6 分の 2 1	
小山 すず子	沼津市西熊堂 6 0 2 番地の 2	1 2 6 分の 1 2	
藤田 ふじゑ	富士市厚原 2 0 1 0 番地	1 2 6 分の 6	
大勝 和子	富士市厚原 2 0 1 0 番地の 2 1	1 2 6 分の 1	
上原 務	富士宮市村山 7 2 7 番地	1 2 6 分の 1	
花田 陽子	裾野市平松 2 1 6 番地の 2	1 2 6 分の 1	
西家里 美	富士市富士見台七丁目 3 番地の 6	1 2 6 分の 1	
藤田 勝男	富士市厚原 2 0 1 0 番地	1 2 6 分の 1	
藤田 竹男	富士市厚原 2 0 3 1 番地の 6	1 2 6 分の 1 2	
秋山 しづ子	富士市中野 7 5 番地	1 2 6 分の 1 2	

共有者名簿

氏 名 番 号

524

[illegible]





富都市発 第1001号
令和7年10月1日

登記名義人 大勝和子 外 12 名

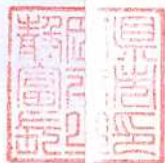
法定相続人 大勝克将 様

岳南広域都市計画事業
第二東名IC周辺地区土地区画整理事業
施行者 富士市
代表者 富士市長 小長井 義正



換地処分通知書

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、岳南広域都市計画事業第二東名IC周辺地区土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおり換地処分をします。



別紙図書

1. 案内図
2. 換地図
3. 換地明細書
4. 各筆各権利別清算金明細書

- （教示）
- 1 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）
 - 2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に富士市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

法定相続人名簿
【被相続人 大勝和子】

氏 名
大勝玉男
大勝克将
大勝美和
中川 瞳



換地図

縮尺 500分の1

所在 富士市末広



凡					
例	施行地区界	大字界	街区番号	地番	換地

換 地 明 細 書

[illegible]

各筆各権利別清算金明細書

所有権者の部

524

権利者の住所		富士市厚原 2 0 1 0 番地の 2 1										権利者の名		大 勝 和 子 外 1 2 名						
従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地												清算金仮清算金		供託すべき金額	記 事	
静岡県富士市				所有権の区分		以外制限		権利価額	街区番号	静岡県富士市				所有権の区分		以外制限				権利価額
町又は字	地番	地目	地積	種別	部分	地積	権利価額			町・丁目	地番	地目	地積	部分	地積	権利価額	徴収	交付		
大淵字風穴	2599-7	宅地	489.25 (519.15)				22,499,475	194	末広	16-5	宅地	478.07			22,517,100	17,625				
計	1 筆		489.25 (519.15)				22,499,475	計	1 筆		478.07			22,517,100	17,625					
															17,625		清算金			

共有者名簿

氏名番号 524

権利者氏名	権利者住所	持分	備考
藤田 富男	富士市大淵 2 5 9 9 番地の 6	1 2 6 分の 3 4	
清 ふじ江	富士市錦町一丁目 9 番 1 0 号	1 2 6 分の 2 1	
小山 すず子	沼津市西熊堂 6 0 2 番地の 2	1 2 6 分の 1 2	
藤田 ふじゑ	富士市厚原 2 0 1 0 番地	1 2 6 分の 6	
大勝 和子	富士市厚原 2 0 1 0 番地の 2 1	1 2 6 分の 1	
上原 務	富士宮市村山 7 2 7 番地	1 2 6 分の 1	
花田 陽子	裾野市平松 2 1 6 番地の 2	1 2 6 分の 1	
西家 里美	富士市富士見台七丁目 3 番地の 6	1 2 6 分の 1	
藤田 勝男	富士市厚原 2 0 1 0 番地	1 2 6 分の 1	
藤田 竹男	富士市厚原 2 0 3 1 番地の 6	1 2 6 分の 1 2	
秋山 しづ子	富士市中野 7 5 番地	1 2 6 分の 1 2	

共有者名簿

氏 名 番 号

524

[illegible]

